

健康起因事故防止対策検査受診助成事業実施要綱

一般社団法人山口県トラック協会
令和6年4月1日制定

(目的)

第1条 この要綱は、一般社団法人山口県トラック協会（以下「協会」という。）が行う交通事故防止対策の一環として、会員事業者が事業用貨物自動車運送業務に従事する運転者等に対して、健康に起因する事故を防止するための検査（脳ドック・心臓ドック）を受診させた場合、その費用の一部を助成することにより、事業者の安全運転に対する一層の配慮を促すことを目的とする。

(助成対象者)

第2条 助成対象者は、協会の会員事業者（以下「事業者」という。）が、第3条に定める助成対象検査に自社の山口県内の営業所に属する運転者等の脳ドック・心臓ドックを受診させた時に助成対象とする。ただし実施期間内に脳ドック・心臓ドックそれぞれの検査につき1人1回の受診までとする。

(助成対象検査・医療機関)

第3条 助成対象となる検査は、医療機関又は健診機関で受診する脳ドック検査（頭部MRIと頭部MRAの2つの検査を含む。）又は心臓ドック検査とする。ただし、保険診療は助成対象としない。

(助成金額)

第4条 助成金額は、脳ドック・心臓ドックそれぞれの検査につき、検査費用（消費税抜き）の2分の1の額（千円未満切り捨て）とする。ただし、当該年度1人1回、上限10,000円とする。

- 1 会員あたりの助成人数は上限を10人までとする。
- 2 運転者等が個人で負担した費用については、助成金を交付しない。
- 3 国または他団体から補助金が交付された場合は、助成金を交付しない。

(実施期間)

第5条 実施期間は、協会の毎会計年度の4月1日から2月末日までとする。ただし、期間内でも予算額に達した場合は、その時点までとする。

(交付申請)

第6条 助成金の交付を受けようとする事業者は、様式1「健康起因事故防止対策検査受

診助成事業交付申請書」に必要事項を記入のうえ、協会に申請を行うものとする。

2 前項の申請には、前項の様式1で定める書類を添付するものとする。

(助成金の交付)

第7条 協会は、第6条の助成交付申請の提出があった場合は速やかにその内容を審査し、事業者に対して助成金を交付する。

(助成金の返還)

第8条 協会は、次の各号のいずれかに該当するときは、事業者に対し既に交付した助成金の全部もしくは一部の返還を命じることができる。

- (1) この要綱、その他協会が定める事項に違反したとき
- (2) 虚偽、その他不正な手段により助成金の交付を受けたとき

(報告の義務)

第9条 助成金の交付を受けた事業者は、協会が必要と認める場合には、所要の報告をしなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるものの他、助成金の交付に関するその他の必要事項は、協会が別に定める。

(附則)

1. この要綱は、令和6年4月1日から施行する。